

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

北電原第258号
平成31年3月29日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

氏名 北海道電力株式会社

代表取締役社長 真弓明彦

(担当者

所属 泊発電所防災・安全対策室長

電話 0135-75-3331(代表))

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	原子炉設置許可 昭和59年6月14日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	平成31年3月29日
協議した都道府県知事及び市町村長	北海道知事 高橋 はるみ 泊村長 牧野 浩臣
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 ホームページでの公表 本店原子力ふれあいコーナーでの閲覧 原子力PRセンターとまりん館での閲覧

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

泊発電所
原子力事業者防災業務計画

平成31年3月
北海道電力株式会社

修正 来 歴

修正番号	年 月 日	内 容
0	平成12年 6月16日	新規制定
1	平成13年 8月 6日	省庁再編及び北海道地域防災計画の改正等に伴う修正
2	平成14年 9月20日	平成13年度原子力総合防災訓練の実施結果の反映（防災センター運営開始後の広報活動に関する国等との連携）及び当社の組織改正等に伴う修正
3	平成15年 9月10日	緊急時医療の充実及び平成14年度原子力防災訓練実施結果の反映（訓練時の流れに沿った記載に変更）等に伴う修正
4	平成16年 9月10日	北海道、北海道経済産業局の組織名称変更及び平成15年度原子力防災訓練実施結果の反映等に伴う修正
5	平成17年 9月 9日	北海道経済産業局の組織改編及び北海道産業保安監督部の発足等に伴う修正
6	平成18年10月 6日	北海道の組織名称変更、原子力防災要員の人員見直し及び原子力事業所の住所変更等に伴う修正
7	平成19年 9月 7日	省庁名称の変更、組織名称変更に伴う修正
8	平成20年 3月25日	3号機初装荷燃料搬入及び平成19年度原子防災訓練実施結果の反映に伴う修正
9	平成20年11月25日	3号機初装荷燃料装荷に伴う修正
10	平成21年12月 1日	泊発電所組織変更等に伴う修正
11	平成22年10月 8日	緊急時データ伝送システム（SPDS）の運用変更等に伴う修正
12	平成24年 2月10日	国土交通省組織改定、社内組織変更、通報様式の変更等に伴う修正
13	平成25年 3月14日	原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正
14	平成25年12月12日	原子力災害対策特別措置法施行令等の改正に伴う修正

修正番号	年 月 日	内 容
15	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正
16	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制変更等に伴う修正
17	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル（EAL）を判断する基準解説の適正化等に伴う修正
18	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正
19	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル（EAL）適用号機の記載の充実化、及び読み替え内容の反映等に伴う修正

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 防災体制の区分	7
2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等	7
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力防災組織の運営	9
1. 防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等	9
2. 権限の行使	1 2
3. 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路	1 2
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	1 3
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の整備	1 3
2. 原子力防災資機材の整備	1 3
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	1 4
4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備	1 4
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	1 4
1. 防災センターに備え付ける資料	1 4
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	1 4
3. 発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料.....	1 4
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	1 5
1. 緊急時対策所	1 5
2. 集合・退避場所	1 5
3. 緊急医療施設	1 5
4. 気象観測設備	1 5
5. 放送装置等	1 6
6. 即応センター	1 6

7. 緊急時データ伝送システム	1 6
8. 原子力事業所災害対策支援拠点	1 6
第6節 原子力防災教育の実施	1 7
1. 原子力防災要員に対する教育	1 7
2. 本店原子力災害対策要員に対する教育	1 7
第7節 原子力防災訓練の実施	1 7
1. 社内における訓練	1 7
2. 国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加	1 8
第8節 関係機関との連携	1 8
1. 国との連携	1 8
2. 関係地方公共団体との連携	1 9
3. 地元防災関係機関等との連携	1 9
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	1 9
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 9
第3章 緊急事態応急対策等の実施	2 0
第1節 連絡及び通報	2 0
1. 連絡及び通報の実施	2 0
2. 防災体制発令時の対応	2 0
3. 情報の収集と提供	2 1
4. 国、関係地方公共団体等との通報及び連絡に用いる設備	2 2
5. 通話制限	2 2
第2節 応急措置の実施	2 2
1. 応急措置の実施の報告	2 2
2. 退避誘導等	2 2
3. 放出放射エネルギーの推定	2 3
4. 原子力災害医療	2 3
5. 消火活動	2 4
6. 汚染拡大の防止	2 4
7. 線量評価	2 4
8. 広報活動	2 4
9. 応急復旧	2 5
10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	2 5
11. 資機材の調達及び輸送	2 6

1 2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 6
1 3. 被災者の相談窓口の設置	2 6
第3節 要員の派遣等	2 6
1. 北海道への要員の派遣等	2 6
2. 防災センターへの要員の派遣	2 7
3. 緊急時対応センター（E R C）への派遣	2 7
4. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣	2 7
5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請	2 8
第4節 緊急事態応急対策	2 8
1. 原子力緊急事態体制の発令	2 8
2. 原子力災害合同対策協議会との連携	2 8
3. 応急措置の継続実施	2 9
4. 事業所外運搬事故における対策	2 9
第4章 原子力災害事後対策の実施	3 0
第1節 発電所の対策	3 0
1. 復旧対策	3 0
2. 放射性物質による環境汚染への対処	3 0
3. 原子力防災体制等の解除	3 0
4. 原因究明及び再発防止対策の実施	3 1
第2節 要員の派遣等	3 1
1. 北海道への要員の派遣等	3 1
2. 防災センターへの要員の派遣	3 1
3. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応	3 2
第5章 その他	3 3
第1節 他の原子力事業者への協力	3 3

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、泊発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（但し、原子力事業所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態であつて、原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う事態をいう。

3. 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

4. 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。（原災法第10条第1項で規定する事象相当。）

5. 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減す

るため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。(原災法第15条第1項で規定する事象相当。)

6. 緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)

原子力施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

7. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策(原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。)をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。なお、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態(内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うまで)が発生した場合の事故拡大防止のための応急の対策を原子力緊急事態宣言が発令された以降の対策と併せて、「緊急事態応急対策等」という。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

10. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

11. 指定行政機関

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

12. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

13. 関係地方公共団体

北海道地域防災計画(原子力防災計画編)に基づき、以下の自治体をいう。

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村。

1 4. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのを除く。)を受けた者、その他原災法第2条第3号に規定する者をいう。

1 5. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

1 6. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質又は使用済燃料の運搬又は貯蔵をいう。

1 7. 原子力災害対策活動

防災体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 8. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 9. 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

2 0. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。

2 1. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

2 2. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員であり、具体的には原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く発電所員、泊原子力事務所員及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の委託要員、並びに原子力災害発生時に原子力防災組織に入り支援する可能性がある本店原子力防災組織に所属する要員をいう。

2 3. 本店原子力災害対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

24. 警戒事象

原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象として別表2-1-1に示す事象をいう。

25. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

26. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

27. 緊急時対策所

防災業務計画等命令第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、原子力事業所災害対策の実施を統括管理するための施設をいう。

28. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

29. 原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）

防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための本店内の施設をいう。

30. 緊急時データ伝送システム（以下「SPDS」という。）

防災業務計画等命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

31. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関、原子力事業者の即応センター及び緊急時対策所を接続する情報通信ネットワーク（地上伝送系ネットワーク及び衛星伝送系ネットワーク）をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その計画、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一であるが、原子力事業に携わる者は、原子炉の運転等により核燃料物質等を取り扱っていることから、放射線又は放射性物質の特殊性を考慮した原子力災害対策活動を行わなければならない。かかる観点から、この計画では、次に掲げる事項について定め、原子力災害対策の推進を図ることとする。

なお、原子力災害の発生を未然に防止するため、特に原子炉の運転等においては、原子炉等規制法に基づく保安規定に従い、運転管理及び燃料管理等に関して定められた事項を遵守することが重要であるが、これらに関する事項については、保安規定に記載されているため、この計画に再掲しない。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到な予防対策を行うため、原子力災害が発生した際に必要となる防災体制や防災資機材の整備、防災教育及び訓練の実施、関係機関との連携等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、警戒事象発生時の連絡、特定事象発生時の通報、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定及びその実施、関係機関への要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、災対法等に基づく次の諸計画等と調整を図り、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

1. 防災基本計画原子力災害対策編
2. 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）
3. 泊発電所周辺地域原子力防災計画
4. 北海道オフサイトセンター運営要領

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。

1. この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする60日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。
3. この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための防災体制は次の区分による。

防災体制の区分

防災体制の区分		発生事象の情勢
原子力防災準備体制		警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき
原子力 防災 体制	原子力応急事態体制	施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき
	原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

原子力規制委員会が示すEAL区分の枠組み及び原子力規制庁が示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、泊発電所の特性及び地域状況に応じたEALの設定を別表2-1-4に示す。

2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等

- (1) 社長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図2-1-1のとおりとする。
- (2) 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、直ちに原子力防災要員に別表2-1-6に定める職務を行わせる。

また、原子力防災要員のうち緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災

センター（以下「防災センター」という。）への派遣要員は、別表 2-1-7 に定める職務を行う。

- (4) 社長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式 2 により原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 2 条第 1 項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、7 日以内に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。
 - ① 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- (6) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (7) 社長は、本店に本店原子力防災組織を設置し、本店原子力災害対策要員を置く。本店原子力防災組織の構成は、別図 2-1-2 のとおりとする。
- (8) 社長は、発電所の原子力災害対策活動あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、本店原子力災害対策要員の中から原子力防災要員を置く。
- (9) 本店原子力防災組織は、別図 2-1-2 に定める業務分掌に基づき本店における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の調達、輸送等、発電所が実施する原子力災害対策活動を支援する。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から別表 2-1-8 に定める順位によりその職務を代行させる。

- ① 別表 2-1-1、別表 2-1-2 又は別表 2-1-3 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 2-1-3 又は別図 2-1-4 に示す経路にて連絡又は通報する。

なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から、「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を付けて通報等を行う。

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原災法第10条第1項に定められた通報等に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

- ② 別表2-1-1、別表2-1-2又は別表2-1-3の事象が発生し同表に該当する事象であると判断した場合、防災体制を発令するとともに直ちに原子力防災要員を召集し、必要な応急措置を行わせる。また、その概要を別図2-1-3又は別図2-1-5に示す経路にて連絡又は報告する。
- ③ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、その資機材に応じて適切な頻度で保守点検する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の場合は、その職務を代行する。

(3) 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式3により7日以内に届け出る。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等

(1) 防災体制の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1-1の事象が発生し別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき、又は別表2-1-2の事象が発生し別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-1-3の事象が発生し別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事

態宣言を発出したときは、直ちにその情勢に応じて第2章第1節1.「防災体制の区分」に定める防災体制の区分の中から該当する防災体制を発令し、原子力防災要員に連絡する。また、原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における防災体制を発令する。この際、発電所において発令した防災体制の区分を本店においても適用するものとする。

(2) 原子力災害対策本部の設置

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制を発令した場合、速やかに発電所に原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長として、発電所の原子力災害対策活動を統括する。

② 本店

社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店に原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。また、社長が不在の場合は副社長又は取締役常務執行役員がその職務を代行する。なお、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に準備活動の指揮を命じる。

(3) 原子力防災準備体制発令時の原子力防災要員等の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常召集する。

ただし、原子力防災要員のうち各班の班員の一部は、別表2-1-1に示す事象の内容に応じ、待機するよう連絡する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災準備体制発令時には別図2-2-2に定める連絡経路を準用して、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に即応センター又は所定の場所に参集又は待機するよう連絡する。

(4) 原子力防災体制発令時の原子力防災要員等の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災体制発令時には社内放送又は別図 2-2-2 に定める連絡経路により本店原子力災害対策要員を即応センター又は所定の場所に非常召集する。

なお、原子力部長は、あらかじめ本店原子力災害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

(5) 防災体制の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、防災体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の防災体制の区分も変更する。

(6) 原子力防災準備体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、原子力防災準備体制発令後、原子力防災体制発令に至ることなく事態が収束した場合、原子力防災準備体制を解除し発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を原子力部長に報告する。

② 本店

原子力部長は、発電所対策本部長から原子力防災準備体制解除の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

(7) 原子力防災体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる原子力防災体制の区分に応じ、国や関係地方公共団体等と協議の上、原子力防災体制を解除する。発電所対策本部長は原子力防災体制を解除した場合、原子力防災要員の任務を解き発電所対策本部を廃止する。

また、発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店対策本部長に報告する。

a. 原子力応急事態体制の場合は、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、事象が収束している場合。

b. 原子力緊急事態体制の場合は、原災法第 15 条第 4 項に基づく内閣総理大臣に

よる原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策等の実施のため、発電所対策本部長の判断により原子力防災体制を継続することができる。

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長が原子力防災体制を解除したときは、本店における原子力防災体制を解除する。ただし、本店対策本部長は、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、本店における原子力防災体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。

本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店原子力災害対策要員の任務を解き本店対策本部を廃止する。

(8) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

① 本店対策本部長は、事態に応じて本店原子力災害対策要員をもって原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、発電所敷地内に入り出す原子力防災要員の放射線管理、発電所敷地内に搬入する復旧資機材等の受け入れ管理等発電所敷地内事故対策の支援、周辺環境モニタリング、発電所敷地外での本店原子力災害対策要員等の放射線管理等発電所敷地外での災害対策の支援を行う。

② 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。

2. 権限の行使

(1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

(2) 防災体制が発令された場合、原子力防災管理者は発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。

なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

3. 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路

原子力防災体制が発令され、発電所対策本部及び本店対策本部が設置された後の社内の体制及び連絡経路は、別図2-2-3のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備として別図2-3-1及び別表2-3-1に定めるモニタリングポスト及びモニタリングステーション（以下「モニタリングポスト等」という。）を設置し、次に掲げる検査等を行う。

- (1) モニタリングポスト等をその検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。
- (2) モニタリングポスト等を設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。
- (3) モニタリングポスト等を毎年1回以上定期的にその較正を行う。
- (4) モニタリングポスト等が故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポスト等の数値及びプラントの運転状態について異常がないことを確認する。
- (5) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、モニタリングポスト等の状況、モニタリングポスト等により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。
- (6) モニタリングポスト等により測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポスト等により測定した放射線量を閲覧できる方法で公表する。
- (7) モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式4により7日以内に届け出る。
- (8) モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、別表2-3-2に定める原子力防災資機材に関して次に掲げる整備等を行う。

- (1) 必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原

子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

- (4) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式5により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況について翌月7日までに同様の手続きを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材及びシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。別表2-3-3に原子力防災資機材以外の主な資機材を、別表2-3-4にシビアアクシデント対策等に関する主な資機材を示す。なお、シビアアクシデント対策等に関する資機材配置については、別図2-3-2を基本とする。

4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備

原子力部長は、別表2-3-5に定める本店対策本部の主な原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定める原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 防災センターに備え付ける資料

社長は、別表2-4-1に定める資料を防災センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力部長は、別表2-4-1に定める防災センターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所に配置する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-4-2に定める資料を発電所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

原子力防災管理者は、別表2-4-2に定める資料を原子力部長に送付し、原子力部長はこれを本店に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力部長は、別表 2-4-2 に定める資料のうち原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料を本店に保管し、必要時に持ち出すことができるよう管理する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、別図 2-5-1 及び別表 2-5-1 に示す緊急時対策所を設置する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表 2-5-1 に掲げる施設を代替場所として整備する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及び S P D S を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及び S P D S に供給できるように整備・点検する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- ① 非常用通信機器
- ② テレビ会議システム
- ③ S P D S

2. 集合・退避場所

原子力防災管理者は、別図 2-5-2 に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、原子力防災管理者は、集合・退避場所を指定若しくは変更したときは、発電所員他関係者に周知する。

3. 緊急医療施設

原子力防災管理者は、別図 2-5-1 に定める場所に別図 2-5-3 (1)、別図 2-5-3 (2) に示す緊急医療施設を整備する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図 2-5-1 及び別表 2-5-2 に示す気象観測設備を日頃から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が

認められた場合には、速やかに修理する。

気象観測設備により測定した風向風速を記録計により記録し、1年間保存する。

5. 放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置、所内放送装置を整備する。また、不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

6. 即応センター

- (1) 原子力部長は、別表2-5-3に示す即応センターを常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力部長は、即応センター及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を即応センター及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力部長は、即応センターに以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。(③については衛星系ネットワークとの接続を除く。)

また、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- ① 非常用通信機器
- ② テレビ会議システム
- ③ SPDS

7. 緊急時データ伝送システム

原子力防災管理者及び原子力部長は、別表2-5-4に示すデータを伝送するSPDSを日頃から使用可能な状態に整備し、SPDSに不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

8. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-5-5に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

第6節 原子力防災教育の実施

1. 原子力防災要員に対する教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 防災体制、組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

2. 本店原子力災害対策要員に対する教育

原子力部長は、本店原子力災害対策要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる(1)及び(2)の項目について教育を実施する。

また、本店の原子力防災要員に対しては、発電所の原子力災害対策活動の支援あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、上記に加え、次に掲げる(3)及び(4)の項目についても教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 防災体制、組織及び活動に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力防災要員及び本店原子力災害対策要員に対し、原子力防災への意識付け、原子力防災技能の習得及び向上を図り、また、原子力防災組織及び本店原子力防災組織が有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について訓練を年1回以上実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実

施する。

- ① 緊急時通報・連絡訓練
- ② 原子力災害対策本部設置訓練
- ③ 環境放射線モニタリング訓練
- ④ 退避誘導訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ シビアアクシデント対応訓練
- ⑦ 緊急時対応訓練
- ⑧ 原子力緊急事態支援組織対応訓練
- ⑨ 資機材輸送・取扱訓練

(2) 原子力防災管理者は、訓練に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、訓練を実施した場合、関係地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その内容を評価する。

(4) 訓練の評価結果は、社長から原子力規制委員会に様式6により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加

原子力防災管理者及び原子力部長は、国又は関係地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に参画し訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力災害対策活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携に努める。

1. 国との連携

(1) 原子力防災専門官及び国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。

(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。

(4) 原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対

策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 関係地方公共団体との連携

- (1) 関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。
- (2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。
- (3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8-1に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。
 - ① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等
 - ② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - ③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - ④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 発電所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における原子力防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 連絡及び通報

1. 連絡及び通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、様式7に必要事項を記入し、別図2-1-3に定める連絡先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。
- (2) 原子力防災管理者は、(1)の連絡を行った場合は、警戒事態に該当する事象の連絡を行った旨を原子力部長に連絡し、原子力部長は、報道機関へ発表する。
- (3) 原子力防災管理者は、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(1)に定める通報先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到着する通信手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長、その他図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。

なお、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、様式9に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(2)に定める通報先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到着する通信手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を電話で確認する。

- (4) 原子力防災管理者は、(3)の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、本店対策本部原子力班長に連絡し、本店対策本部広報班長は、報道機関に発表する。

2. 防災体制発令時の対応

(1) 発電所の対応

- ① 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象が発生し、別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき、又は別表2-1-2に示す事象が発生し、別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-1-3に示す事象が発生し、別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、この計画第2章第1節1.「防災体

制の区分」に基づき、直ちに防災体制を発令するとともに、原子力防災要員の非常召集及び発電所対策本部の設置を行い、発電所対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

- ② 原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システムを速やかに起動する。

(2) 本店の対応

- ① 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の防災体制発令の報告を受けたときは、社長にその旨を報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システムを速やかに起動する。
- ② 社長は、原子力部長から発電所における防災体制発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分」に基づき、本店における防災体制を発令する。
- ③ 社長は、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に本店での準備活動の指揮を命じる。原子力部長は、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に即応センター又は所定の場所に参集又は待機するよう連絡するとともに、原子力防災体制に備えた即応センターでの準備活動の指揮を行う。
- ④ 社長は、原子力防災体制を発令した場合は、本店原子力災害対策要員の非常召集及び本店対策本部の設置を行い、本店対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び推移等
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

- (2) 発電所対策本部長は、各班長から上記の報告を受け、その内容を様式10又は様式11（事業所外運搬においては様式12）に記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外運搬においては別図2-1-5（2））に定める経路により、フ

ファクシミリ装置その他のなるべく早く到着する通信手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。

(3) 発電所対策本部長は、本章第1節から第4節に掲げる連絡、通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 国、関係地方公共団体等との通報、連絡及び報告に用いる設備

発電所対策本部長は、別図2-1-3、別図2-1-4(1)、別図2-1-4(2)、別図2-1-5(1)又は別図2-1-5(2)に定める経路により通報、連絡及び報告を行う場合は、原子力防災資機材として整備している非常用通信機器等を利用して行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、発電所及び本店の災害対策活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。なお、発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を、原子力防災準備体制を解除するまでの間、必要に応じて発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。

また、発電所対策本部長は、様式10又は様式11(事業所外運搬においては様式12)にその概要を記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5(1)(事業所外運搬においては別図2-1-5(2))に定める経路により、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到着する通信手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。

2. 退避誘導等

(1) 集合・退避場所への誘導

発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。

(2) 退避の周知

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者に対して所内放送及び運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ移動すること及び退避の際の防護措置を周知する。

この場合、発電所退避者に対してはバス等による輸送若しくは退避誘導員による誘導案内を行い、集合・退避場所への移動が迅速かつ円滑に行えるよう配慮する。

(3) 発電所敷地外への退避

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる必要があると認めたときは、退避誘導員の誘導により発電所退避者をバス等により発電所敷地外に退避させる。このとき、発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者の氏名を記録するよう退避誘導員に指示する。

なお、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる場合は、発電所対策本部事務局長は、その旨を直ちに防災センター（原子力防災専門官）に連絡し、調整するなど、あらかじめ定めるところによる。

(4) 発電所敷地内への入域制限

発電所対策本部業務支援班長は、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分」に基づく防災体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する。また、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射エネルギーの推定

発電所対策本部放管班長は、発電所敷地内の放射線量率及び放射能測定を行い、放射性物質が環境に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時モニタリングデータ等から放出放射エネルギーを推定する。

4. 原子力災害医療

発電所において、放射性物質による汚染を伴う負傷者、放射線による障害を受けた者又はそのおそれのある者（以下「傷病者」という。）が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

なお、放射性物質による汚染を伴わない負傷者及び放射線による障害を受けたおそれのない負傷者が発生した場合には、次の対応のうち、放射線管理に係る対応以外の対応を準用する。

(1) 救難及び救助

発電所対策本部業務支援班長は、傷病者が発生した場合は、傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 発電所における医療活動及び他機関への要請

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、傷病者を別図2-5-3に定める発

電所敷地内の緊急医療施設に搬送して応急処置及び除染等の措置を講じる。また、必要により発電所対策本部業務支援班長は、傷病者を外部の医療機関又は放射線医学総合研究所（以下「協力医療機関等」という。）へ搬送する必要があると判断される場合は、岩内・寿都地方消防組合消防本部等へ出動を要請するとともに、選任された産業医を通じて、協力医療機関等へ受入れを要請する。なお、協力医療機関等への搬送にあたっては、状況により発電所の車両を使用して搬送する。

（３）救急隊等への状況説明

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、救急隊等への二次汚染又は被ばくを防止するため、協力医療機関等へ傷病者の搬送を依頼するとき及び救急隊が到着したときには救急隊に対し、事故の発生状況、傷病者の全身状態等傷病の程度、被ばくの状況、放射性物質による汚染の状況及び除染の結果等、必要な情報を説明するとともに、原則として産業医又は看護師、現場指揮者及び放射線管理員を随行させることとする。また、傷病者を治療する協力医療機関等に対しても同様の措置を講じる。

（４）汚染拡大防止措置の実施

発電所対策本部放管班長は、傷病者の搬送及び協力医療機関等での受入れに際し、救急隊等及び協力医療機関等の二次汚染又は被ばくを防止するため、必要な汚染拡大防止措置を実施する。

５．消火活動

発電所対策本部事務局長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。また、平常時から原子炉施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制を整備する。

６．汚染拡大の防止

発電所対策本部放管班長は、不必要な被ばくを防止するため、発電所対策本部長の了解を得て、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送等により発電所敷地内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放管班長は、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

７．線量評価

発電所対策本部放管班長は、発電所退避者及び緊急時に活動を行う原子力防災要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

８．広報活動

（１）本店対策本部広報班長は、発電所の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取り

まとめ、原子力規制委員会及び防災センターと連携を取りつつ、本店に開設するプレスセンターにおいて報道機関へ発表する。

- (2) 発電所対策本部業務支援班長は、防災センターの運営が開始されるまでは本店対策本部広報班と連携し、プラントの状況、応急措置の概要等を、必要に応じて報道機関へ発表する。

なお、防災センターの運営が開始された場合には、国の要請の下、防災センターが開催する国の記者会見に防災センター派遣要員（プラントチーム）が同席し、事故の詳細等に関する説明のサポートを行う。

9. 応急復旧

- (1) 施設の監視及び点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

- (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、(1)で把握した設備状況等を考慮し、別表3-2-1の業務を含めて実施担当者を明確にした上で、次の事項に関する応急復旧計画を策定し、発電所対策本部の各班長にこの応急復旧計画に基づく復旧対策を行わせる。

- ① 設備等の整備及び点検
- ② 故障した設備等の応急の復旧
- ③ その他応急の復旧対策に必要な事項

- (3) 原子力防災管理者は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制庁から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部長は、関係する各班長に、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行わせ、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討させ、実施させる。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大防止対策の検討を総括する。
- (2) 発電所対策本部技術班長は、原子炉の運転状態を把握し、燃料破損及びその可能性の有無を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射エネルギーの予測を行う。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を予測する。

- (5) 発電所対策本部放管班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への放出放射エネルギーを推定する。
- (6) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (7) 発電所対策本部運転班長は、その他の号機については、事故号機からの影響を見極め、その運転継続の可否を検討するとともに、必要な保安維持を行う。

1 1. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部業務支援班長は、原子力防災資機材及びその他の原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部業務支援班長は、発電所において十分に調達できない場合には、本店対策本部資材班長に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

1 2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮蔽対策の実施
- (9) その他の放射線障害の防止のために必要な措置

1 3. 被災者の相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第3節 要員の派遣等

1. 北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長は、発電所で発生した事象に関し、北海道知事から「北海道地域防

災計画（原子力防災計画編）」に基づく非常配備を実施する旨の連絡を受けた場合は、原因の究明に努めるとともに、原子力防災要員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

なお、北海道へは、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、原子力防災要員のうち別表 3-3-1 に定める要員の派遣を行うとともに、別表 3-3-2 に定める資機材の貸与を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- (3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

2. 防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官から防災センターの運営準備に入る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表 2-1-6 に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 防災センターの設営準備助勢
- (2) 発電所と防災センターとの情報共有
- (3) 報道機関への情報提供
- (4) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (5) 原子力災害合同対策協議会への参加

なお、派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）における役割に基づき、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

また、発電所対策本部長は、防災センターに連絡員を派遣する。連絡員は、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

3. 緊急時対応センター（ERC）への派遣

本店対策本部長は、国の関係機関から緊急時対応センター（ERC）の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、本店原子力災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店原子力災害対策要員

の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他必要な措置を行う。

なお、放射線管理等の業務を行う拠点については、警戒区域内あるいはその近傍となるため、警戒区域の設定を踏まえて柔軟に対応する。

(1) 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- ① 発電所への資機材等の輸送、要員の派遣
- ② 輸送に付随する要員等の入退域管理及び放射線管理
- ③ 拠点の運営、関係機関との調整・連絡等

5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援を必要とするときは、本店対策本部長にその旨を要請する。

本店対策本部長は、発電所対策本部長の要請により、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を要請するとともに、その応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

第4節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態体制の発令

(1) 発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に定められた別表2-1-3の状態に至った場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分」に基づき原子力緊急事態体制を発令するとともに、本店対策本部長にその旨を報告する。

(2) 本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力緊急事態体制発令の報告を受けたときは、本店に原子力緊急事態体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会との連携

(1) 発電所対策本部長は、防災センターの運営が開始された場合、防災センター派遣要員及び連絡員と電話等による連絡を密にする。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示される事項を周知し対応を行うとともに、社長があらかじめ指名した者は、原子力災害合同対策協議会に参加し必要な意見を述べる。

(2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施について報告を求められたときはこれを行う。

(3) 本店対策本部長は、発電所対策本部長が緊急事態応急対策に専念できるよう、上記

(1)、(2)に示す発電所対策本部長の職務を支援又は代行する。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、発電所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

また、本店対策本部長は、国、関係地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への住宅の提供等により、その間の生活の維持のための支援に協力する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府及び関係地方公共団体の長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに適宜、復旧状況を報告する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び対応する災害対策本部班等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 放射性物質による環境汚染への対処

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、関係地方公共団体等と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を講じる。

3. 原子力防災体制等の解除

- (1) 発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図2-1-3（但し、「警戒事象が発生した場合の通報経路」を「原子力防災準備体制の解除の報告経路」に読み替える。）に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を原子力部長に報告する。
- (2) 原子力部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

(3) 発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図 2-1-4 (1) (事業所外運搬においては別図 2-1-4 (2)。但し、「原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路」を「原子力防災体制の解除の報告経路」に読み替える。) に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を本店対策本部長に報告する。

(4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、本店における原子力防災体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

4. 原因究明及び再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第 2 節 要員の派遣等

1. 北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）と連携して、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、原子力防災要員のうち別表 3-3-1 に定める要員の北海道への派遣を行うとともに、別表 3-3-2 に定める資機材を貸与し、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- (3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

2. 防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）と連携して、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表 2-1-7 に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 発電所と防災センターとの情報共有
- (2) 報道機関への情報提供

なお、防災センターへの派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が廃止されている場合は「現地事後対策連絡会議」に読み替える。）における役割に基づき、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

3. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応

本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所（事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。）で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長と連携して、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の防災関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表3-5-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な協力を行う。

1. 緊急時モニタリング
2. 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の他の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等について、あらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

資 料 編

目 次

[別 図]

別図 2-1-1	原子力防災組織の構成及び業務分掌	1
別図 2-1-2	本店原子力防災組織及び業務分掌	2
別図 2-1-3	警戒事象が発生した場合の連絡経路	4
別図 2-1-4	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路	5
別図 2-1-5	原災法第 25 条第 2 項に基づく報告経路	7
別図 2-2-1	発電所原子力防災要員の非常召集連絡経路	9
別図 2-2-2	本店原子力災害対策要員の非常召集連絡経路	10
別図 2-2-3	原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路	11
別図 2-3-1	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	12
別図 2-3-2	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	13
別図 2-5-1	発電所内の緊急時対策所及び緊急医療施設等	14
別図 2-5-2	集合・退避場所	15
別図 2-5-3	緊急医療施設位置図	16

[別 表]

別表 2-1-1	原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準	19
別表 2-1-2	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	21
別表 2-1-3	原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準	24
別表 2-1-4	EAL 事象の判断基準解釈	26
別表 2-1-5	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	80
別表 2-1-6	原子力防災要員の職務と人員	82
別表 2-1-7	派遣要員の職務と人員（防災センター内）	83
別表 2-1-8	原子力防災管理者の代行順位	83
別表 2-3-1	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	84
別表 2-3-2	原子力防災資機材	85
別表 2-3-3	原子力防災資機材以外の主な資機材	87
別表 2-3-4	シビアアクシデント対策等に関する主な資機材	88
別表 2-3-5	本店対策本部の主な原子力防災関連資機材	88
別表 2-3-6	原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材	89
別表 2-4-1	防災センターに備え付ける資料（原災法第 12 条第 4 項関係）	90
別表 2-4-2	発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	90
別表 2-5-1	発電所の原子力災害対策活動で使用する施設	91
別表 2-5-2	気象観測設備	92
別表 2-5-3	本店の原子力災害対策活動で使用する施設	92
別表 2-5-4	SPDS データ伝送項目	93
別表 2-5-5	原子力事業所災害対策支援拠点の候補	96

別表 2-8-1	原子力緊急事態支援組織	97
別表 3-2-1	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	99
別表 3-3-1	派遣要員の職務と人員（北海道）	100
別表 3-3-2	貸与する資機材（北海道）	101
別表 3-5-1	他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への 要員の派遣、資機材の貸与	102

[様式]

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	104
様式 2	原子力防災要員現況届出書	105
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	106
様式 4	放射線測定設備現況届出書	107
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	108
様式 6	防災訓練実施結果報告書	109
様式 7	警戒事態該当事象発生連絡	110
様式 8	特定事象発生通報（原子炉施設）	111
様式 9	特定事象発生通報（事業所外運搬）	112
様式 10	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	113
様式 11	応急措置の概要（原子炉施設）	114
様式 12	応急措置の概要（事業所外運搬）	116

[参考]

参考 1	警戒事象、原災法第 10 条第 1 項及び原災法第 15 条第 1 項に該当する 事象の整理表	118
------	--	-----

別 図

